

蓮田市土木工事・営繕工事「週休2日制モデル工事」試行フロー

工事設計する際の基本的な考え

工事設計する際の基本的な考え

週休2日制モデル工事は、**全ての工事を対象**として実施する。ただし、次の事由に該当する場合は対象外とする。

(対象外事由)【土木工事・営繕工事(機械設備・空調設備・電気設備等を含む)】

- ・緊急を要する工事(災害復旧工事・応急工事等)
- ・実際の工事期間(土木工事と営繕工事では期間の定義が異なるため注意(試行要領参照))が、土木工事は1週間未満(営繕工事は1か月未満)の工事
- ・その他週休2日の実施が困難な工事

工事設計

原則は「現場閉所型」とする。

現場閉所が困難な工事は、**「交替制」とする。**

(現場閉所が困難な工事の例)

- ・交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事
- ・連続施工せざるを得ない工事
- ・単価契約方式による工事
- ・不調不落になる可能性の高い工事 など

当初設計において、経費に次表【**月単位**】のそれぞれの補正係数を乗じて補正(営繕工事については、「複合単価の労務単価」「交通誘導警備員の労務単価」のみ)

経費	現場閉所型		交替制	
	土木工事	営繕工事	土木工事	営繕工事
	月単位	月単位	月単位	月単位
労務費	1.04	1.04	1.04	1.04
機械経費(賃料)	1.02	—	—	—
共通仮設費率	1.03	—	—	—
現場管理費率	1.05	—	1.03	—

・**市場単価方式及び標準単価**については、週休2日補正込みの単価を採用する。

※週休2日補正込みの市場単価方式(土木工事・下水道工事)及び土木工事標準単価については、【埼玉県土木工事設計単価表(標準単価・市場単価)】を参照

※週休2日補正込みの建築工事・機械設備工事・電気設備工事標準単価については、【埼玉県建築工事・機械設備工事・電気設備工事積算標準単価表】を参照

・**見積単価**については、週休2日を見込んだものとし、補正係数を用いた補正はしない。

・**営繕工事の市場単価及び物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)**の補正方法については試行要領を参照

(設計書及び仕様書の表紙又は特記仕様書について)

設計書及び仕様書の表紙(大要等)又は特記仕様書に、【「週休2日制モデル工事(現場閉所型・月単位)」若しくは「週休2日制モデル工事(交替制・月単位)」である】旨を記載

工事発注(告示)

(告示文書・指名通知書について)

告示文書若しくは指名通知書に、「週休2日制モデル工事(現場閉所型・月単位)」若しくは「週休2日制モデル工事(交替制・月単位)」の取扱いについて記載

裏面へ続く

契約

- ・現場着手時までに、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を、受注者が提出
- ・週休2日制モデル工事であることをPRするための掲示物を、受注者が工事現場に掲示

現場着手

【現場閉所型】の場合

- ・現場閉所を行う場合は、事前に現場閉所を行う旨の連絡を、受注者が連絡
※電子メールなど後々確認できる連絡方法が望ましい
(以下に該当する場合は連絡不要)
- ・施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ・週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ・官公庁の休日の場合

【交替制】の場合

- ・毎月末に当月分の「【様式2】休日確保状況チェックリスト」を受注者が提出
- ・作業日報や出勤簿等を受注者が提示し、監督職員が確認

現場完成(後片付けの期間は除く)

【現場閉所型】の場合

- ・現場完成日以降3日以内に、「【様式1】現場閉所実績報告書」を受注者が提出
- ・作業日報や出勤簿等を受注者が提示し、発注者が確認

【交替制】の場合

- ・現場完成日以降3日以内に、「【様式2】休日確保状況チェックリスト(最終月分)」
「【様式3】休日確保実績報告書」を、受注者が提出
- ・作業日報や出勤簿等を受注者が提示し、発注者が確認

【月単位】の週休2日に満たない場合…次表【通期】の補正係数に変更
【通 期】の週休2日に満たない場合…補正係数を全て1.00に変更

経費	現場閉所型		交替制	
	土木工事	営繕工事	土木工事	営繕工事
	通期	通期	通期	通期
労務費	1.02	1.02	1.02	1.02
機械経費(賃料)	1.02	—	—	—
共通仮設費率	1.02	—	—	—
現場管理費率	1.03	—	1.01	—

※完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取り組みの実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日または休日を協議により決定し、これに基づき変更契約を行う。

完成検査